

(3) 羽曳野市立高鷲小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立高鷲小学校

令和6年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、被害者、加害者だけでなくその学校に在籍するすべての子どもたちにとって、その将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす、児童の人権にかかわる重大な問題である。また、いじめは、どの学校でも起こりうるものであることを認識するべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添いながら相談に応じることが大切である。共通認識した教職員の姿勢と相談体制などの取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育てることになる。そのことが、いじめを許さない学校をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、全教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員一人ひとりが、するどい人権感覚を身につけることが求められている。

また、児童はそれぞれの家庭や地域の中で育まれている。いじめは学校だけで解決できる問題ではないことを認識し、教職員・保護者・地域の方々と協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぐ校区の体制を構築しなければならない。そのいじめを許さない大人の姿勢が児童の意識を育成することになる。

高鷲小学校は、学校教育目標を『子どもの笑顔と喜びがいっぱいの学校』と定め、「友だちを大切にすること」を、全教職員・児童・保護者・地域がともに目指している。また、いじめのない思いやりのある集団をつくるために道徳教育の充実を図っている。

児童の人権が守られ、安心して通い、学びあえる学校づくりを構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団により無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやモバイル、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ・不登校対策委員会」と毎月1回開催される「子どもサポート会議」が連携して、具体的な子どもの現状報告を行う。また、取り組みの進捗状況について意見交換を行い、具体的の方針を決める。さらに、いじめの対処がうまくいかないケースの検証や必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

4. 教職員の人権意識醸成のための研修計画等

教職員の人権意識醸成のために以下のことを行う。

- (1) 人権感覚を磨くために毎年1回外部講師を招聘して研修を行う。
- (2) 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- (3) 児童アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策を子どもサポート会議で協議する。
- (4) 各学級での課題を担当だけで取り込むのではなく、学年教職員集団で共有化し、常に学年として取り組みを推進することでOJTを活性化させる。

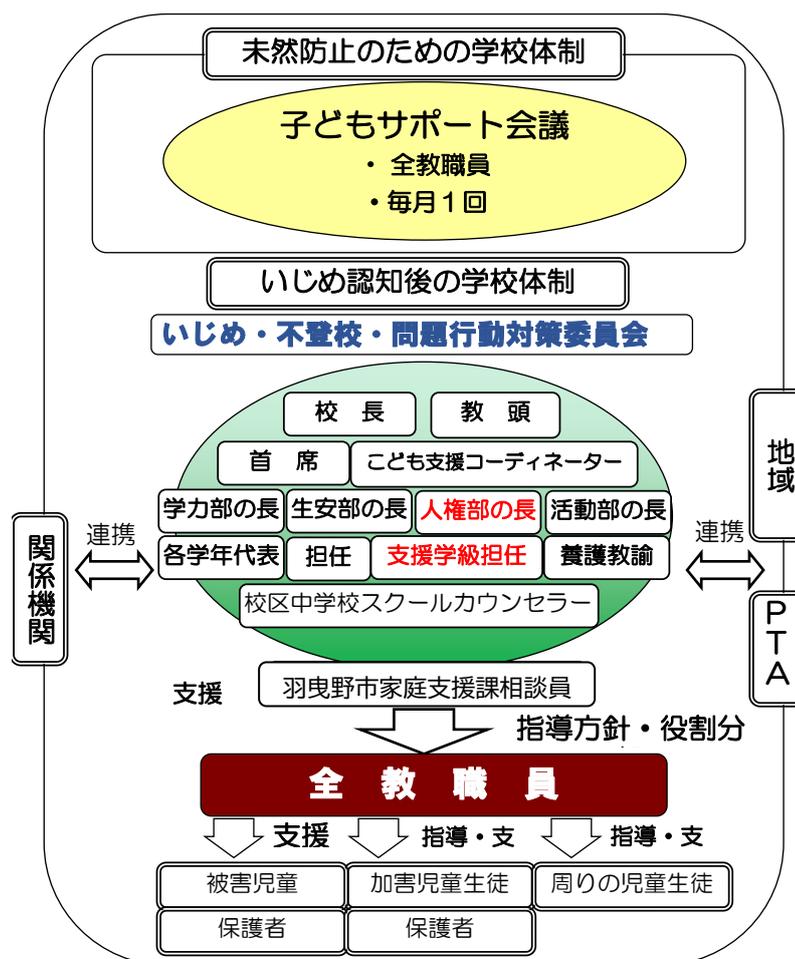
第2章 いじめ防止について

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級で、一人ひとりの子どもの人権が守られている場所でなければならない。学校は、安心して学びあえる場所であり、子ども一人ひとりが居場所のある学級でなければならない。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む心の教育を中心とした学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。

特に、児童が、集団の中で違いを認めあい、お互いを支えあう力を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを計画的に行うことが重要である。その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめ防止のための取り組み

- (1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、するどい人権感覚を身につけることを大切にする。
- (2) 一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を合言葉に、学年・学校として情報の共有を行う。
- (3) 平素より児童に対して、自尊感情（自己有用感や自己肯定感）を身につける取り組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

- (4) 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (5) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。
- (6) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員は、常に児童に寄り添い、児童の気持ちを受容する指導を行う。
- (7) 児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進し、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行う。

第3章 早期発見について

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたり、あるいは、訴えたらまたやり返されたりするなど、訴えることのできない子どもが多いことを教職員自らが認識する必要がある。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

教職員は、しっかりアンテナを張って、何気ない児童の言動の中に危険信号が存在する可能性のあることを察知しなければならない。そして、教職員には、児童の切なる心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、当たり前のことを当たり前でできるよりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が必要である。

2. 早期発見のための取組み

- (1) 実態把握の方法として、学期ごとに児童アンケートをとり、児童の声を聞くとともに、アンケート期間に全ての教職員が各教室で、いじめについての講話を行い、学校として気づきやチェックを行うしかけとする。
- (2) 教職員自身が常に学級・学年児童の状況を把握するとともに、保護者や地域住民からの情報提供をもらえる信頼関係を築くことを大切にする。
- (3) 児童からの情報提供や相談事案に対して、教職員は常に寄り添い相談を受けることを大切にする。
- (4) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージを発するとともに全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童の心のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に条件整備・環境整備を行う。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止にあたる。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的・計画的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、相手が改心して悔い改めた時の心からの謝罪、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援などにより、安心して登校することができるきっかけをつかむことができる。また、ケースにより外部機関とも連携することも考える。

2. いじめられた児童又はその保護者への支援について

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校委員会が中心となって対応し、状況に応じて、スクールカウンセラーや羽曳野市役所家庭支援課の協力を得て対応を行う。

3. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、速やかにいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求め、継続的に助言する。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し、認めあい・支えあう集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し、担任が中心となって児童一人ひとりを大切にする学級経営を行うことにより、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や文化祭、遠足等の学校行事においては、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する授業を行う。